

平成 31 年 3 月 14 日

## 審査会の判断等に係る基本的な考え方

与党旧優生保護法に関するワーキングチーム / 優生保護法下における強制不妊手術について  
考える議員連盟法案作成プロジェクトチーム

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案（以下「法案」という。）に基づく一時金の支給を受ける権利の認定について、旧優生保護法一時金認定審査会（以下「審査会」という。）の判断等に係る基本的な考え方は以下のとおりである。

**1 審査会の審査を求めることなく認定を行う場合**

- 法案第 10 条第 1 項に定める、請求者が第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに掲げる者に該当することを確認することができる場合とは、例えば、次のような場合である。
  - ① 旧優生保護法施行規則に基づく優生手術実施報告票等、請求者が法案第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号に係る手術を受けたことを直接証する資料がある場合
  - ② 請求者が法案第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号に係る手術について、旧優生保護法に基づく都道府県優生保護審査会による審査の結果「適」とされたことが分かる資料があり、かつ、当該請求者が手術を受けたことが分かる資料（医療機関に保存されているカルテ等）がある場合

**2 審査会の判断に係る基本的な考え方**

- 法案第 10 条第 5 項における審査会の判断に係る基本的な考え方は、次のとおりである。
  - ・ 請求者に係る優生手術等の実施に関する記録は残っていない場合も多いこと、旧優生保護法に基づかない形で生殖を不能にする手術等を受けた方も本法案による一時金の支給の対象としていること等を前提に、審査会は請求者等の陳述内容を十分に汲み取り、収集した資料等も含めて総合的に勘案した上で、柔軟かつ公正な判断を行う。
  - ・ 具体的な判断に当たっては、優生手術等を受けたことに関する請求者等の陳述の内容が、当時の社会状況や請求者が置かれていた状況、収集した資料等から考えて「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」を基準とする。